

報告（１）

令和８年第１回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について

１ 会期

令和８年３月２日(月)から３月１８日(水)まで １７日間

２ 本会議の状況

(１) 発言通告の状況（教育委員会所管分）

区分	代表質問	議案質疑	一般質問
発言通告（全体）	４会派（５会派）	—	１０議員（２０議員）

(２) 質問及び答弁内容 １２項目 １７件

区分	質問内容
学校教育部門 （９項目 １４件）	学校給食費について※（２件） 学校施設整備について※（２件） 特別支援教育について※（３件） 不登校支援について※（２件） 部活動地域移行について※（１件） STEAM教育について※（１件） 熱中症対策について（１件） 通学路の安全対策について（１件） 心の教育について（１件）
社会教育部門 （３項目 ３件）	少年自然の家について（１件） 文化財行政について（１件） （仮称）南部図書館整備について（１件）

※は、代表質問の質問内容が含まれている項目

(3) 質問及び答弁要旨

代表質問

質問者：公明党水戸市議会 黒木 勇

答弁者：市長・教育長

4 多様な教育の展開について

(1) 発達障がい等に向き合う教育の推進について

質問内容：特別支援教育について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

すべての子どもたちが、その個性を輝かせることができる教育環境の構築が必要と考える。共生社会の実現に向け、個々の特性やニーズに応じた多様な教育の展開と支援について、本市の取組について伺いたい。

【答弁要旨】 教育長答弁

議員御指摘のとおり、すべての子どもたちが、その個性を輝かせることができる教育環境の構築は必要であり、共生社会の実現に向け、個々の特性や一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備することは大変重要であると認識しております。

現在、特別支援教育を受ける子どもの数は年々増加しており、それに伴い、特別支援学級数も増加傾向にあります。本市におきましても、特別支援学級在籍の児童生徒数は、5年間で430名増加し、現在は、1,154名が在籍しております。また、特別支援学級数は、令和7年度、小学校140学級、中学校64学級、合計204学級設置しており、5年間で、小学校は39学級、中学校は23学級、合計62学級増加しております。特別支援学級では、通常学級で共に学ぶ「インクルーシブ教育」の側面も大事ですが、週の半分以上を個に応じた手厚い支援を特別支援学級で学び、図工や体育などは、通常学級でみんなと一緒にやるという形で利用している場合が大半でございます。

また、特別支援学級1学級における在籍児童生徒数は8名を上限としており、8名を超えると学級数が増え、教員数を増員して配置している現状でございます。

支援を必要とする子どもの増加に伴い、総合教育研究所では、発達に心配があり、小学校就学について相談したいと考えている年長児の保護者とその幼児に対して、保護者の面談とその幼児の心理検査や行動観察を実施しております。相談では、特別支援学校への入学、特別支援学級への入級など一人一人の子どもの特性に応じて適切な学びの場について提案できるよう、丁寧に対応しております。

相談件数につきましては、年々増加傾向にあり、令和7年度は、令和6年度に比べて36件増え、265件の就学相談を実施いたしました。今後も相談件数の増加が見込まれることから、令和8年度は、これまで7月から開始している就学相談会を4月から実施することとし、保護者の要望により一層応えられるよう、相談体制の整備に努めてまいります。これに伴い、公認心理師を1名増員し、多くの相談に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

加えて、子どもの特性を早期に見出し、就学に向けて適切な支援を行うために開始される5歳児健診が令和8年度から始まり、更なる相談件数の増加が見込まれますことから、関係各課と連携を図りながら、小学校就学への円滑な接続に向けて、多くの相談に対応できるよう準備を進めてまいります。

また、特別な支援が必要な子どもに対して、授業では、「読むこと」を苦手とする子どもには、読み上げ機能があり、文字色の変更などができるデジ教科書を活用することや、「書くこと」

を苦手とする子どもには、プリントやノートに自分の考えを書く代わりに、キーボードで入力したり、板書を写真撮影し記録するなど、子どもの実態に応じてICTを効果的に活用しております。子どもたちの学びの理解が深まるよう、このような事例を広めるとともに、令和8年度は、総合教育研究所に配置している特別支援教育専門員が定期的に学校を巡回する機会をこれまで以上に増やし、担任に対して支援方法等の専門的な指導助言を行えるよう、より体制強化を図ってまいります。また、学校だけでなく、発達等に心配のある子どもをもつ保護者の相談にも、きめ細やかに対応してまいります。

今後とも、子ども一人一人の特性や教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行い、多様な教育の展開と支援に努めてまいります。

(2) 不登校・いじめ対策と安心できる学びの保障について

質問内容：不登校支援について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

いじめや不登校の未然防止・早期発見に向けて、専門家による相談体制の強化や一人一台端末を活用した「こころの健康観察」、校内フリースクールの機能強化や保護者への相談支援などを通して、誰一人取り残されない学びの保障は、公教育の使命であると考えている。

さらに、SNSトラブルや生成AIのリスクなど、現代的な課題に対する対応を通して、児童生徒が自らを守る力を育む環境整備も必要であると考えている。

令和8年度においては、不登校・いじめ対策について、どのような取組を展開していくのか伺いたい。

【答弁要旨】 **教育長答弁**

全国では、不登校児童生徒数といじめの認知件数は年々増加しており、本市におきましては、令和6年度のいじめの認知件数は減少しましたが、不登校児童生徒数は増加しております。

本市の不登校児童生徒数及びいじめの認知件数は、全国と比較して高い割合にあることから、児童生徒が安心して学校生活を送るためには、未然防止や早期発見・早期対応が重要であると認識しております。

不登校やいじめの未然防止の基盤は、児童生徒一人一人が自信を持ち、他者と関わりながら生き生きと育っていくための「授業づくり」と「集団づくり」でございます。

そのため、様々な場面において、児童生徒が互いを尊重し合うことができるようなコミュニケーション活動や各教科等の授業において、グループ学習等の協働的な学習を行うことで、集団への所属感や安心して学習活動に励むことができる環境づくりを行っております。

日頃から、教員と児童生徒がコミュニケーションを図り、温かな人間関係を構築するとともに、不安を抱えた児童生徒に対しては、早期発見、早期対応につなげるため、1人1台端末による「こころの健康観察」や「校内オンライン相談窓口」を活用し、気軽に相談できる体制を整えております。さらに、令和7年度は、不安や悩みを抱えている児童生徒や保護者が必要とする様々な情報にアクセスできる「いじめ・不登校ポータルサイト」を総合教育研究所ホームページ内に新たに開設するなど、児童生徒が一人で悩まず、いつでも安心して相談できる環境を整備したところでございます。

これらの不安や悩みの声をしっかりと吸い上げるためには、多面的な視点で捉える必要があることから、「チーム担任制」をはじめとした、複数の教員で児童生徒を見守り、指導できる体制づくりについて、先進自治体における実践事例を踏まえ、検討してまいります。

不登校児童生徒への対応としましては、本市では、令和6年度から全ての中学校に校内フリースクールを開設し、7年度には小学校6校へ開設したところであり、8年度は新たに3校に拡充してまいりたいと考えております。さらに、隣接型小中一貫校等におきましては、既存の中学校の校内フリースクールを小学生も利用できるよう、体制づくりを進めてまいります。

校内フリースクールは、利用登録者以外にも、一時的利用や体験利用などもあり、不登校に至っていないものの不登校傾向にある児童生徒が利用したことで、中学校においては不登校となった生徒数が減少していることから、不登校支援だけでなく、未然防止の役割も果たしております。

また、学校を休みはじめた児童生徒に対し、初期対応として、心と体の状態を校内で共通理解できるよう、児童生徒の支援シートを作成し、可視化することで、一人一人に応じた支援に取り組んでいる学校もあり、令和7年度は他の学校に好事例として、紹介したところでございます。さらに、校内フリースクールや保健室、相談室等を活用した支援を行うことで、校内における安心した居場所づくりを推進しております。

また、不登校児童生徒の保護者への支援も重要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等への相談や、専門的な相談機関等を紹介するとともに、「わが子と歩む親の会」を開催し、大学教授等の専門家による講話や保護者同士のネットワークを広げる交流の場として提供するなど、保護者の不安解消に努めているところでございます。

次に、いじめへの対応につきましては、各学校の児童会や生徒会が中心となり、「いじめ解決フォーラム」の実施や、ロールプレイを通して自らの行動を考える「いじめ防止のためのワークショップ」などを行っております。

特に、近年は、SNSを介した児童生徒間のトラブルが増加しており、今後は、生成AIの普及に伴う個人情報の不適切な取扱い等の新たなリスクも懸念されます。そのため、児童生徒が情報機器の特性を正しく理解し、有害な情報から自らを守る力が必要となってまいります。本市では、ITジャーナリストを招いたSNSによるいじめ防止に関する講演会の開催や、「水戸まごころタイム」や各教科における、情報モラル・セキュリティの指導の充実、計画的・継続的に児童生徒の情報活用能力の育成に取り組むとともに、スマートフォン等の使用や危険性については、保護者への啓発や警察との連携を強化し、学校以外の多様な専門機関との連携を図ってきたところでございます。

現在、社会科の調べ学習等で生成AIを活用していることから、令和8年度は、新たにICT支援員による生成AIの授業支援プランを作成し、児童生徒のAIリテラシーの育成に取り組んでまいります。生成AIを単に使用する、あるいは一律に禁止するという対応ではなく、児童生徒が自らの考えを基盤とし、補助的に活用する力を育てるとともに、情報の真偽を確かめる批判的思考力や、他者の権利や個人情報を尊重する態度を養うことを重視してまいります。

また、これらのいじめや不登校などの生徒指導は、初期対応が重要であることから、事案を重大化させないためには、学校と連携し、早い段階から学校を訪問し、支援に当たる必要がございます。

そのため、令和8年度は、新たに、いじめ対策と不登校支援に集中的に取り組むため、「いじめ・不登校支援室」を教育研究課内に設置してまいります。

現在、学校教育指導係が担う「いじめ対策」と、支援相談係が担う「不登校支援及び教育相談」を一元化し、事案への対応や解消を図りながら、内容に応じ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、総合教育研究所内に設置する教育支援センターなどの専門的な支援に繋

ぎ、児童生徒の心のケアにも対応するなど、一人一人に寄り添ったきめ細かな支援に取り組んでまいります。

室には、指導主事のほか、より多角的な視点から支援が行えるよう新たに行政職を1名配置するとともに、複数同時に発生する事案にも迅速に対応するため、課内の事務分掌を見直し、専属で業務に当たれる体制といたします。

さらに、学校現場を熟知し、事案が発生した際に指揮官として対応してきた校長職経験者を会計年度任用職員として新たに配置し、早期に学校を訪問し、学校への助言・指導に努めてまいります。

今後におきましても、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、一人一人に対し、きめ細やかな支援に努めてまいります。

代表質問

質問者：政和維新 小泉 康二

答弁者：教育長

7 教育行政について**(1) 水戸スタイルの教育の推進に向けて****ア 部活動地域移行へ向けた取組及び進捗並びに移行開始への体制構築について**

質問内容：部活動地域移行について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

9月からの本格的な開始に向けて、7割程度の指導者が確保されていると聞いている。生徒が困ることのないよう部活動地域移行への取組を実施していくことが大切であると考えている。

そこで、人材バンクの現時点での状況と、今後における部活動地域移行へ向けたスケジュール、中・長期的な視点から見た地域クラブのあり方に関する考え方について伺いたい。

また、地域クラブの運営に当たっては、コーディネーターの活用が重要と考えるが、増員などの体制整備について考えていることはあるか。

さらに、地域クラブに必要な財源を確保するための、財源の見込みについて伺いたい。

【答弁要旨】 教育長答弁

本市では、水戸市における休日の部活動等の在り方に関する方針に基づき、令和8年9月から中学生の休日の部活動に代わる受け皿として市直営の地域クラブを設置するため、取組を進めているところでございます。

本市では、人材バンクを設置し、各競技団体の指導者や保護者をはじめ、指導参加を希望する教職員や部活動指導員、公務員などへの登録の呼びかけを進めております。現在は約390名の方に御登録いただいております。地域クラブの運営が安定して行えるよう、引続きできるだけ多くの皆様に人材バンクへの登録の御協力をお願いしてまいります。また、人材バンクの登録者に対しましては、個々に活動にあたっての希望の活動場所や活動の頻度などの条件を確認しながら、良質な指導体制に配慮した指導チームの編成に努めてまいります。

令和8年9月からの地域クラブの活動開始に向けた今後のスケジュールにつきましては、まず、4月から5月にかけて、保護者及び生徒の皆様に対し、地域クラブの参加者負担金や想定される編成内容を明記した実施要項を周知し、6月頃には保護者向け説明会を開催することで制度内容や活動体制について、理解を深めていただけるよう取組んでまいります。生徒の地域クラブへの加入の募集は7月頃に開始いたします。一方指導者に対しましては、6月に指導者向け説明会を開催するとともに、7月から8月にかけて、指導者を対象とした研修会を実施し、子どもたちとの関わり方をはじめ、ハラスメントの防止や熱中症対策など、指導者の心構えを徹底し、子どもたちが安心して活動できる指導体制の確保を図ってまいります。あわせて、学校と地域クラブの間で、地域クラブ活動に係る情報共有のための連携体制を整備してまいります。

また、地域クラブ編成の中長期的な在り方につきましては、方針の中で、部活動加入率の高い本市の状況を踏まえ、地域クラブの形態の基本形を在籍している学校において活動する形態である単独活動型としておりますが、中期的に一定の参加者数が見込めない地域クラブは、合同活動型に必要な応じて再編することとしております。

少子化が進行する現状にあつては、合同活動型への再編が進むことが見込まれることから、ブロック単位で中核となる合同活動型の地域クラブを明確化し、当該クラブの永続的維持を図ることで、子どもたちが一定の距離の中でスポーツ・文化芸術活動に触れる機会を確保してまいりま

す。

コーディネーターにつきましては、地域クラブの指導者の調整など地域クラブ運営を支える重要な役割を担っております。現在は2名を配置しておりますが、制度導入により、地域クラブ数が増加することから、運営状況を踏まえ、必要な体制整備について検討してまいります。

財源の確保につきましては、国の令和8年度予算要求において、地域クラブの活動日数や人数規模に応じた補助単価設定の考え方が示されたことから、国・県からの補助金を最大限活用するとともに、引続き、国・県に対し、地域クラブの安定した運営に必要な財政支援を求めてまいります。また、地域クラブの参加が任意であることなどから、運営に必要な範囲の中で参加者負担金を徴収してまいります。その金額については、保護者の負担を考慮し、月2千円と設定してまいります。ただし、家庭の経済状況により、子どもたちが夢を諦めることのないよう、必要な支援策も講じてまいります。さらに、企業版ふるさと納税など企業へも寄附を呼びかけることで、安定した運営に必要な財源を確保してまいります。

今後におきましても、子どもたちが将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しむことができる良質な環境の整備に努めてまいります。

イ 特別支援教育支援員の配置見直しについて

質問内容：特別支援教育について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

次年度は、特別支援教育支援員の配置時間や配置方法、配置人数が変更になると聞いているが、今後の配置の方向性について伺いたい。

【答弁要旨】 **教育長答弁**

これまで、特別な支援を必要とする子どもが、その能力を最大限に発揮し、共に学び成長できるよう、必要な学校へ特別支援教育支援員を他の中核市よりも多く配置し、対応しております。

しかしながら、特別な支援を必要とする子どもは年々増加傾向にあり、各学校において様々な教育的ニーズへの対応が求められております。こうした状況の中、本市では学校生活や授業において、支援を必要とする多くの子どもたちへ効果的な支援を行っていくための方策について、学校長や現場で特別支援教育に携わる教員の意見も伺ってまいりました。その結果、これまで一番多い1日4時間の支援を、令和8年度から3時間とするなど、令和7年度より、子ども一人に対する支援の時間を若干減らす代わりに、市全体における支援員の人数を増やすことで、より多くの子どもたちに対する自立に向けた支援を充実させていくことといたしました。

また、特別支援教育支援員の配置の目的は、支援を必要とする子どもが、支援員の見守りや介助を受けながら、少しずつ、一人でできることを増やし、自立して生活するようになることとございます。このため、これまで子ども一人に対して特定の支援員一人の配置を原則としてまいりましたが、支援が必要な子どもの数や状況に応じて学校に支援員を複数配置し、支援員がチームとなって対応する配置方法へと変更してまいります。

これにより、学校が支援員を柔軟に配置することが可能となるため、高学年の子どもであれば中学校進学を見据え、同じ学級にいる支援を要する複数の子どもの対して、一人の支援員が必要な場面のみ手助けするなど、発達段階や子どもの状況に合わせた、自立に向けた支援が可能となります。さらには、様々な支援員が関わることは、子どもの変化を捉えやすくなり、子どものよさや可能性を発見する場面が生まれ、自己肯定感の高揚にもつながると考えております。

なお、医療行為が必要な場合や、主治医の指示により、病気、術後管理等、常時支援が必要な

場合につきましては、原則、1日6時間を支援する区分を明確に設け、必要なケアを行う支援員を配置してまいります。

令和8年度の見直しにあたりましては、特別支援教育支援員の方々に対しては、支援員研修会において制度の見直しの内容などをきちんと説明した上で、令和8年度以降の勤務の希望を確認し、現在勤務している9割にあたる約200名から継続希望がありました。令和8年度は、新規の方の応募も加え、令和7年度よりも多い242名の支援員配置に向けて準備を進めているところでございます。

また、より効果的な支援となるよう、各学校と連携を図りながら、総合教育研究所に配置している複数の特別支援教育専門員が、定期的に学校を巡回する機会をこれまで以上に増やし、担任や特別支援教育支援員に対して支援方法等の専門的な助言指導を行ってまいります。さらに、発達等で心配のある子どもをもつ保護者の相談等にも専門員がより多く対応してまいりたいと考えております。

なお、現在支援員が配置されている保護者に対しましては、制度の見直しの趣旨や内容を文書で丁寧に周知し、御理解いただけるよう努めてまいります。

今後とも、今回の特別支援教育支援員の配置見直しの効果等について検証しながら、子どもたちにとってよりよい環境となるよう、必要な見直しを行い、一人一人の子どもたちの自立を目指した、誰一人取り残さない教育の推進に努めてまいります。

ウ 本市が目指すSTEAM教育への取組と期待するSTEAM-Labの設置について

質問内容：STEAM教育について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日、学校教育においては、各教科の学びを基盤としつつ、様を活用しながら、課題解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質能力の育成が求められている。このためには、複数の教科を横断しながら活用していくSTEAM教育が重要であると考えます。そこで、本市が目指すSTEAM教育への具体的な取組と、今後設置される予定のSTEAM-Labの活用について伺いたい。

【答弁要旨】 **教育長答弁**

STEAM教育のSTEAMとは、サイエンスのS、テクノロジーのT、エンジニアリングのE、人文社会、芸術、デザインを表すアートのA、数学、マスマティクスのMの頭文字をあわせたものであり、国においては、これらの教科の学習を実社会での課題解決に生かしていけるよう、教科の垣根を取り払った教科横断的な教育として示しております。

AIやIoTなどの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日、学校教育においては、文系、理系といった従来の枠にとらわれず、各教科の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながら、それらを統合し、課題解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質、能力の育成が求められております。

本市におきましても、将来の変化を予測することが困難な時代に、子どもたちが新しい時代を切り開いていくため、自ら課題を設定し、情報を集め、整理、分析し発信することを通して、新たな価値を創造していく力を育成していくことが重要であると考えております。

そのため、市教育会と連携して、各教科の代表教員を集めたプロジェクトチームを結成し、令和7年度から9年度までの3年間において、STEAM教育についての研究や授業実践を行っているところでございます。令和7年度は、STEAM教育の実践例や、3Dプリンターやプログ

ラミング機材などの使用方法について研修を行い、昨年12月には、研修の成果として、機器を活用した実践授業を発表し、理解を深めたところでございます。

令和8年度は、STEAM教育の理解をより深めるため、下大野小学校と見川中学校にSTEAM Labを設置するための予算を本定例会に計上しているところでございます。

ラボとは、研究室を意味しており、従来の教室とは異なり、3Dプリンターや高性能パソコン、ビデオカメラ、動画編集ソフトなどの機器を整備し、子どもたちが自らのアイデアを具体的に形にできる環境を整えてまいります。これにより、3Dキヤドを用いた設計や、動画編集ソフトによる映像制作、3Dプリンターによる模型作成など、多様な解決手法を選択することが可能となることから、子どもたちの創造性や主体性がさらに高まるものと考えております。

例えば、水戸市の未来を考えることをテーマとして、本市の観光客の推移についてのデータ分析やインタビュー調査等から問題を見出し、解決策として動画編集ソフトを活用して本市の魅力を伝える映像制作を行ったり、3Dプリンターを活用して未来の水戸のジオラマを作成するなど、国語科や社会科、算数・数学科、理科、美術科など、各教科等での学びを生かしたSTEAM教育を通して、課題を解決する能力を育成してまいります。

今後におきましては、プロジェクトチームを中心に、大学や民間企業に協力いただくとともに、本市のICT支援員を活用し、機器の活用方法や課題解決学習の手法を習得させる入門講座の開発、授業実践における技術的な助言や伴走支援を行い、産学官連携のもと進めてまいります。

なお、STEAM Labの整備にあたりましては、企業の皆様に、企業版ふるさと納税への寄附に御協力をいただけるよう周知を図ってまいります。

STEAM Labの活用につきましては、令和8年7月末を目途に機器を整備し、設置校において教職員に対し、授業での活用方法の習得のための研修を実施したのち、開発しました入門講座を授業において実践してまいりたいと考えております。

令和9年度におきましては、STEAM Labを活用した授業実践をより進化させるとともに、設置校以外においても、現在学校にある環境を生かしたSTEAM教育の授業実践を進めてまいります。3年間の実践により得られた成果を、市内全校へ周知することにより、市全体のSTEAM教育の質の向上につなげてまいります。

今後におきましては、STEAM教育の考え方を取り入れながら、創造的、探究的な学習を継続的に実施し、児童生徒の発達段階や各学校の特色に応じた課題解決学習に取り組み、未来の社会の創り手として必要な資質、能力の育成に努めてまいります。

代表質問

質問者：水戸みらい 松本 勝久

答弁者：市長・教育長

1 市長の政治姿勢について**(4) 学校施設の整備について****ア 小中屋内運動場の空調の整備効果と負担の在り方について**

質問内容：学校施設整備について

担当課：学校施設課

【質問要旨】

令和8年度から工事が始まる学校体育館の空調設備について、どのような整備となるのか伺いたい。

また、空調設備の使用料について、利用者に負担してもらう方法は、公平な行政運営と考えるが、今後の方針を伺いたい。

【答弁要旨】 市長答弁

学校の体育館は、授業や部活動などで使用される児童生徒の活動の場であるとともに、地域の皆様の活動拠点であり、災害発生時に避難所としても利用される重要な施設であります。

そのため、私は、近年の記録的な猛暑に対し、児童生徒の安全、安心な学習環境を確保することはもとより、災害発生時の避難所としての機能向上も踏まえ、スピード感をもって環境を改善するため、「みと魁・Nextプラン」において、屋内運動場への空調設備の整備を前期基本計画期間内に完了させることを位置付け、現在、整備を進めているところであります。

空調設備の整備内容につきましては、学校生活や地域行事等での体育館の利用に加えて、災害時の避難所として利用することを踏まえ、移動式エアコンや簡易な冷房設備と比較して、冷房効果が高く、暖房機能も兼ね備えた空調設備を導入することとしております。

また、災害時の対応として、停電となった場合でも、最低72時間の空調運転を可能とするため、ガスを熱源とし、内蔵エンジンとバッテリーで発電する電源自立型の空調設備を導入することといたしました。

さらに、空調設備で発電した電力によって、体育館の照明や非常用コンセントなどが使用できる副次的な機能も備え、災害時にも避難者の方々が安心して過ごせる環境となり、快適な学習環境の充実はもとより、災害時の避難所としての利便性向上にも資するものと考えております。

次に、空調設備の負担の在り方についてですが、学校の体育館へ空調設備を設置する理由といたしましては、こどもたちの健全な学びやPTA活動等の教育環境の充実を図るほか、災害時の避難所の環境を向上させるためであることから、それ以外の大人による夜間利用につきましては、社会体育施設と同様に、適正な受益者負担を求めることが、公平な運営であると考えております。

一方、学校の体育館は教職員の管理下のもと運営されておりますが、夜間等については、社会体育施設と異なり無人施設となるなど、特殊な条件下であることを踏まえ、料金徴収の有無や徴収方法、徴収対象者などについて、他市の事例を調査しながら、課題の整理を行っているところでございます。

引き続き、令和9年度の稼働前までに、使用料の徴収に関し、様々な課題を踏まえつつ、公平で適切な空調設備の運用と負担の在り方について検討を進めるとともに、令和10年度までの整備完了を目指して、事業を着実に推進してまいります。

イ 屋内運動場整備や学校増築に伴う行事への配慮について

【質問要旨】

大規模な工事を進めるにあたり、学校行事や地域の活動等へ配慮しながら、どのように工事を進めていくのか伺いたい。

【答弁要旨】 教育長答弁

近年、学校施設においては、こどもたちの安全を確保し、安心して快適に学習に取り組めるよう、校舎や屋内運動場の長寿命化に継続して取り組むとともに、児童生徒数の増加により教室の確保が必要な学校に対して校舎の増築などを実施しております。さらに、全国的に喫緊の課題となっている屋内運動場の空調設備整備につきましても、令和8年度から順次工事に着手するなど、こどもたちの教育環境の充実に向けて、様々な大規模事業を進めているところでございます。

議員御質問の屋内運動場整備や学校増築に伴う行事への配慮についてでございますが、学校は、児童生徒のための教育活動の場であるとともに、市民運動会やお祭り、スポーツ少年団等のこどもたちの活動や夜間利用者への開放事業など、地域の様々な活動の拠点となる重要な施設であると認識しております。

現在進めている長寿命化改良工事や校舎増築工事など、大規模な工事については、長期間にわたり学校敷地内で作業を行うこととなります。これらの工事を遅滞なく円滑に実施するためには、学校敷地の一部を有効に使用し、学校運営と並行しながら、安全を最優先で実施していく必要がございます。

そのため、工事のスケジュールや工事内容を踏まえながら、学校等と充分協議を行い、学校生活や地域活動の状況を事前に確認し、様々な活動に与える影響を可能な限り抑えられるよう検討を重ねたうえで、早期の工事完了に向けて、現場での作業を進めることとしております。

今後、工事に着手する屋内運動場の空調設備については、令和8年度は中学校が主な工事対象となるため、原則、総体や新人戦に向けて、練習の妨げにならないようスケジュールを調整するとともに、卒業式や入学式にも影響が出ることのないよう、設計段階で各校と調整を行ったところでございます。

また、長寿命化改良工事や校舎増築工事などの大規模事業については、工事期間が2か年を超えることから、少なからず学校運営に影響が生じます。そのため、設計する段階で、学校運営に必要な範囲を事前に把握し確保する工夫や、工事期間中の騒音、振動が著しい作業や、こどもたちの学校生活エリアに支障を来す作業の実施時期を、夏休みなどの長期休暇に集中的に実施するなど、可能な限り授業や学校行事などに配慮した進行管理に努めているところでございます。

あわせて、地域活動に対しても、作業の安全管理上、学校施設の使用制限を求めることがございますが、こどもたちや夜間利用者の活動、毎年実施しているお祭りなどを考慮し、工事のスケジュールを調整するなど、地域の利用状況に合わせた対応もこれまでに実施しております。

今後も引き続き、こどもたちの安全を最優先としつつ、早期の工事完了を目指すとともに、地域等の様々な活動の実態や利用スケジュールにも充分配慮しながら整備計画を立て、児童生徒の教育環境の充実を図ってまいります。

代表質問

質問者：日本共産党水戸市議団 中庭 由美子

答弁者：市長・教育長

1 市長の政治姿勢について**(2) 学校給食費無償化について****ア 国の補助と市の負担について**

質問内容：学校給食費について

担当課：学校保健給食課

【質問要旨】

学校給食費の抜本的負担軽減のため、国において、学校給食の食材費に対する交付金が創設されたが、対象が小学校給食に限られ、基準額についても5,200円にとどまることから、市として、国に対し、さらなる支援の充実を求めていくべきであると考えているが、いかがか。また、栃木県においては、県独自の政策として、公立中学校の給食無償化することが示されており、市として、茨城県に対しても、働きかけをしていくべきであると考えているが、いかがか。なお、国の交付金が創設されたことで、平等性の観点から、アレルギーを持つ子どもたちへの支援策についても、改めて検討すべきと考えるが、いかがか。

【答弁要旨】 市長答弁

私は、市長就任以来、子育て支援と教育を最重要政策として、様々な取組を強力に推進してまいりました。

水戸市第7次総合計画「みと魁・Nextプラン」においても、水戸の未来をリードする子どもたちを育むため、「みとっこ未来プロジェクト」を重点プロジェクトに位置づけ、全庁横断的な推進体制の下、子育て世帯の経済的負担の軽減、相談・支援の充実、子どもが活動しやすい環境づくりに、優先的かつ集中的に取り組んでおります。

学校給食無償化につきましても、子育て世帯の経済的負担の軽減の一環として、令和5年度に、まずは、中学校給食費を無償化いたしました。その後、令和6年度に、小学校給食費サポート事業として、小学校給食費の徴収額を2分の1に減額し、令和7年度には、小・中学校給食費の完全無償化を実現したところであります。

そうした中、国におきましても、学校給食費の全国一律の無償化に関する検討が行われておりましたが、現在、国会で審議されております令和8年度予算において、「学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化」として、子育て支援に取り組む自治体を支援する新たな制度が盛り込まれました。

具体的には、小学校と義務教育学校の前期課程における学校給食の食材費について、「給食費負担軽減交付金」というかたちで、国と県が、それぞれ2分の1ずつを支援するというものであり、交付される支援額は、国の定める基準額をもとに算定されます。

この基準額は、国が実施した学校給食費の調査結果をもとに設定されたものであり、令和5年度の全国平均に、近年における物価動向を加味し、児童1人当たり月額5,200円を上限とするものとされております。

しかしながら、本市の小学校給食の食材料費は、児童1人当たり月額6,000円を超えているため、全てをまかなうことができるものではなく、決して、十分とは言えない水準です。

「給食費負担軽減交付金」を充当して不足する部分につきましては、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」など、活用できる制度を積極的に活用することで、確実に対応してまいります。

「給食費負担軽減交付金」は、本市が、これからも、学校給食費の無償を継続していくに当たり、非常に重要かつ安定的な財源となるものであることから、国に対しては、基準額を見直し、食材料費の実支出額を基本とした支援を行うこと、そして、支援の対象を小学校と義務教育学校の前期課程に限定せず、中学校と義務教育学校の後期課程にまで拡大することについて、引き続き、働きかけを行ってまいります。

あわせて、県に対しましても、学校給食費に係る継続的な支援について、要望をしております。

なお、食物アレルギーを有する児童の支援につきましては、本市といたしましても、対応していくべき課題のひとつであると認識しております。したがって、支援策につきましても、実態を的確に把握するとともに、課題を整理しながら、検討を行ってまいります。

今後におきましても、徹底した行財政改革に取り組み、限られた財源の配分を、こども・子育て施策に大きくシフトさせる歳出構造改革を強力に推し進めるとともに、国や県による支援制度を積極的に活用するなど、安定的な財源の確保に努め、学校給食費の無償を継続しながら、こどもたちの健やかな成長を支える、栄養のバランスに優れた魅力ある学校給食を提供してまいります。

イ 質・量ともに充実した給食提供について

【質問要旨】

今後においても、質・量ともに充実した学校給食の提供について、継続的な取組を行っていくべきと考えるが、いかがか。

【答弁要旨】 **教育長答弁**

質・量ともに充実した給食提供につきましては、国の定める学校給食実施基準の中に示された「児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準」において、こどもたちの発達段階に応じた適切な栄養量の充足に努めるものとされております。

さらに、給食の質について、本市では、こどもたちの食育に資する魅力的な献立として、市内で生産された地場産物や本市の特産品を積極的に取り入れた本市ならではの献立を「MITOごはん」として、月3回程度提供しているほか、令和6年度からは、徳川斉昭公が編纂したとされる料理書「食菜録」を取り入れた献立を提供しております。

また、台南市との間で友好交流都市協定が締結されていることを踏まえ、台湾産のフルーツを提供するなど、こどもたちが様々な食文化に触れることができるよう、日本各地の郷土料理や世界各国の伝統料理を取り入れたり、市内で生産された有機農産物なども提供しております。

今後におきましても、質や量を落とすことなく、こどもたちの成長に資する魅力ある学校給食の提供に努めてまいります。

一般質問（一括方式）

質問者：公明党水戸市議会 高倉 富士男

答弁者：教育部長

3 教育行政について

(1) 食物アレルギー等により給食を利用できない児童、生徒と家庭への支援について

質問内容：学校給食費について

担当課：学校保健給食課

【質問要旨】

- ア 食物アレルギーを有する児童、生徒に対する学校や教育委員会の対応について
食物アレルギーを有する児童生徒に対し、教育委員会及び学校がどのように対応しているのか伺いたい。
- イ 給食を利用できない児童、生徒の実態把握について
食物アレルギー等の理由により、給食の全部または一部を弁当対応としている児童生徒数を把握しているか。また、その現状について伺いたい。
- ウ 給食費無償化と家庭負担の在り方及び制度の公平性に対する市の考え方について
給食費の無償化は、保護者負担の軽減を目的としているが、食物アレルギー対応をしている家庭における負担が残っていることについて、市の考えを伺いたい。
- エ 補助制度など他自治体の取組事例についての認識と、本市における今後の支援策検討について
食物アレルギー等の対応をしている家庭への費用を補助する自治体もあるため、前向きに検討してもらいたい。

【答弁要旨】

はじめに、食物アレルギーを有する児童生徒に対する学校や教育委員会の対応についてでございますが、食物アレルギーは、児童生徒の生命に関わる極めて重大な問題であることから、本市では「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、食物アレルギーやアナフィラキシーに関する正しい知識を全ての教職員が身につけた上で、共通理解のもと、児童生徒の個々の状況に合わせた対応を行っているところでございます。

具体的には、毎年度、食物アレルギー調査アンケートを実施し、児童生徒の食物アレルギーの状況を把握し、学校給食での対応を要する場合には、医師による診断、指示が記載された「学校生活管理指導表」を基に、各学校において、保護者と面談を行います。

その面談を受けて、児童生徒に対する「食物アレルギー児童生徒個別支援プラン」を作成するとともに、「校内食物アレルギー対応委員会」において、対応方法を決定し、校内全教職員の共通理解のもと、安全に提供できるよう体制を整えております。

食物アレルギーの対応方法といたしましては、安全を最優先とした原因食物の完全除去による除去食対応を基本としており、除去食の提供が困難な料理の場合には、その料理の代わりとなるおかずを家庭から持参していただく「一部弁当対応」としてしております。

給食提供にあたっては、保護者による詳細な献立表の確認後、学級担任や栄養教諭等により再度チェックを行うなど、複数の目で確認し、万全を期しております。

また、調理作業においても、食物アレルギー対応確認表を用いて、複数人で確認するなど、細心の注意を払うとともに、給食提供前には、学級担任及び児童生徒本人による確認を行ったうえで提供しており、配膳の際にも、色別のトレイを使用するなど、誤配防止に努めております。

次に、給食を利用できない児童生徒の実態把握についてでございますが、食物アレルギー対応

を必要とする児童生徒数は、ほぼ横ばいではありますが、その原因食物は多種多様となっており、対応が複雑化しております。

令和7年度における食物アレルギー対応の児童生徒数は、168人でございます。その内訳は、原因食物の除去がすべての料理において困難な完全弁当対応が小学生で1人おりますが、残りの167人は、詳細な献立表の配布によって、自己除去を行ったり、除去食の提供が困難な料理のみ持参する一部弁当対応となっております。

次に、給食費無償化と家庭負担のあり方及び制度の公平性に対する市の考え方についてでございますが、本市では、令和5年度に中学校給食費を無償化し、小学校給食費につきましても、令和6年度の小学校給食費サポート事業を経て、令和7年度に無償化し、小・中学校給食費の完全無償化を実現したところでございます。

一方で、食物アレルギー等により、学校給食の一部又は全部を食べることができないお子様をお持ちの家庭では、家庭の御負担で用意した代替食を持参していることから、学校給食費の無償化の効果を十分に享受できておらず、対応していくべき課題のひとつであると認識しております。

次に、本市における今後の支援策検討についてでございますが、支援策の検討に当たりましては、食物アレルギーの原因となる食物は多岐にわたることや、原因となる食物が複数ある場合など、児童生徒ごとに個別の対応が必要であり、給食の提供頻度にも差があることなどを考慮する必要がございます。

このような課題を整理しながら、他市町村における先行事例を調査するなど、支援策について検討を行ってまいります。

一般質問（一問一答方式）

質問者：政和維新 池田 悠紀

答弁者：教育部長

4 不登校対策について

質問内容：不登校支援について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

- (1) いじめ・不登校支援室の設置による変化について
いじめ・不登校支援室支援系の設置の目的と具体的な目標（K P I）は設定しているのか。

【答弁要旨】

本市のいじめの認知件数と不登校児童生徒数につきましては、全国と比較し、高い割合にあることから、喫緊の課題として捉え、いじめ・不登校の未然防止と早期発見、個に応じた支援に努めてきたところでございます。

いじめの認知件数につきましては、年々、減少傾向にございますが、近年は、いじめの内容や保護者からの要望が複雑・多様化しており、対応に苦慮する案件が多く発生しております。

また、不登校児童生徒数につきましては、令和5年度は減少したものの、6年度は国と同様に増加していることから、さらなる支援が必要となっております。

これらのいじめや不登校などの生徒指導は、初期対応が重要であることから、事案を重大化させないためには、学校と連携し、早い段階から学校を訪問し、支援に当たる必要がございます。

そのため、令和8年度は、新たに、いじめ対策と不登校支援に集中的に取り組むため、「いじめ・不登校支援室」を教育研究課内に設置してまいります。

現在、学校教育指導係が担う「いじめ対策」と、支援相談係が担う「不登校支援及び教育相談」を一元化し、事案への対応や解消を図りながら、内容に応じ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、総合教育研究所内に設置する教育支援センターなどの専門的な支援に繋ぎ、児童生徒の心のケアにも対応するなど、一人一人に寄り添ったきめ細かな支援に取り組んでまいります。

室には、指導主事のほか、より多角的な視点から支援が行えるよう、新たに行政職を1名配置するとともに、複数同時に発生する事案にも迅速に対応するため、課内の事務分掌を見直し、専属で業務に当たれる体制といたします。

さらに、学校現場を熟知し、事案が発生した際に指揮官として対応してきた校長職経験者を会計年度任用職員として新たに配置し、早期に学校を訪問し、学校への助言・指導に努めてまいります。

このように体制を強化することで、いじめと不登校が複合的にからみあう事案については、いじめ解消に向けた対応や不安、悩みなど一人一人が抱える要因に対し、総合的なアプローチが可能となります。

また、より一層、学校と密に情報を共有し、学校の対応や支援方法について、迅速かつ適切に、助言・指導を行うとともに、必要に応じ、保護者の相談に同席するなど、引き続き学校と連携した支援の充実に努めてまいります。

次に、不登校支援に向けた本市の目標でございますが、本市では、国のCOCOROプランの目標にも掲げております、「不登校児童生徒のうち、学校内外の専門機関等で相談指導を受けていない児童生徒をゼロにすること」を目標に掲げ、校内フリースクールをはじめ、学校外の民間

フリースクールや、スクールソーシャルワーカー、福祉部やこども部等の関係機関と連携しながら対応しておりますことから、令和6年度は、目標を達成いたしました。今後も引き続きゼロを達成できるよう取り組んでまいります。

【質問要旨】

(2) 不登校児増加に対する根本的要因の分析と対策について

不登校に至った原因分析を徹底して行っているか。

不登校児増加を防ぐための予防施策は実施しているのか。または、その計画はあるか。

【答弁要旨】

令和6年度の市立小中学校の不登校児童生徒数は、小学校で362人、中学校で464人、合計826人となり、令和5年度より50人増加いたしました。中学校におきましては、減少に転じております。

不登校の要因につきましては、学校が把握した事実として、小中学校ともに「不安・抑うつ」の相談があった、「学校生活に対してやる気が出ない等」の相談があったことが大半を占めており、国においても同様の結果となっております。

しかしながら、学校に登校できない要因は一つではなく、人間関係やストレスによる心身の不調など複数の要素が重なり合っております。そのため、早期に、児童生徒や保護者に寄り添い、コミュニケーションを図ることで、子どもの状態を理解し、子どもや保護者の不安を解消しながら、一人一人に合わせた支援を行っているところでございます。

次に、不登校の予防策についてでございますが、不登校の未然防止の基盤は、児童生徒一人一人が自信を持ち、他者と関わりながら生き生きと育っていくための「授業づくり」と「集団づくり」でございます。

そのため、様々な場面において、児童生徒が互いを尊重し合うことができるようなコミュニケーション活動や各教科等の授業において、グループ学習等の協働的な学習を行うことで、集団への所属感や安心して学習活動に励むことができる環境づくりを行っております。

日頃から、教員と児童生徒がコミュニケーションを図り、温かな人間関係を構築するとともに、不安を抱えた児童生徒に対しては、早期発見、早期対応につなげるため、1人1台端末による「こころの健康観察」や「校内オンライン相談窓口」を活用し、気軽に相談できる体制を整えております。さらに、令和7年度は、不安や悩みを抱えている児童生徒や保護者が必要とする様々な情報にアクセスできる「いじめ・不登校ポータルサイト」を総合教育研究所ホームページ内に新たに開設するなど、児童生徒が一人で悩まず、いつでも安心して相談できる環境を整備したところでございます。

また、学校を休みはじめた児童生徒に対し、初期対応として、心と体の状態を校内で共通理解できるよう、児童生徒の支援シートを作成し、可視化することで、一人一人に応じた支援に取り組んでいる学校もあり、令和7年度は他の学校に好事例として、紹介したところでございます。さらに、校内フリースクールや保健室、相談室等を活用した支援を行うことで、校内における安心した居場所づくりを推進しております。

不登校児童生徒の保護者への支援も重要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等への相談や、専門的な相談機関等を紹介するとともに、「わが子と歩む親の会」を開催し、大学教授等の専門家による講話や保護者同士のネットワークを広げる交流の場として提供するなど、保護者の不安解消に努めているところでございます。

今後におきましても、学校において安心して生活できる環境づくりを進めるとともに、児童生徒一人一人の状況に応じた、きめ細やかな支援に努めてまいります。

一般質問（一問一答方式）

質問者：公明党水戸市議会 田尻 由紀子

答弁者：教育部長

2 教育環境について

(1) 小中学校及び義務教育学校における熱中症対策について

質問内容：熱中症対策について

担当課：学校保健給食課

【質問要旨】

ア 小中学校及び義務教育学校における熱中症対策の具体的な取組状況について
昨今、夏の記録的な猛暑が続き、学校現場における熱中症対策は重要であると考えが、学校における熱中症対策の取組状況を伺いたい。

【答弁要旨】

小中学校及び義務教育学校における熱中症対策の具体的な取組状況についてでございますが、近年、夏の記録的な猛暑が続く中、児童生徒が一日の大半を過ごす、学校における熱中症対策は、大変重要であると認識しております。

本市では、児童生徒及び教職員の体調管理に配慮した環境づくりとして、いち早く平成30年度までに、校舎の普通教室及び特別教室への空調設備の整備を完了させてまいりました。

また、本市では、「水戸市立学校における熱中症対策ガイドライン」を令和3年度に作成し、各学校において、各場面に応じた、適切な熱中症の予防対策を行っております。

具体的には、熱中症予防対策の重要なポイントを確実に実施するためのチェックリストを活用し、暑さ指数に応じた各種活動実施の判断、こまめな水分補給、活動中の子どもたちの体調の観察、運動後の十分なクールダウンの指導など、学校における基本的な熱中症対策を徹底しているところでございます。

特に、こまめな水分補給については、各児童生徒が水筒を持参することで、休み時間やスポーツ活動の休憩時など、状況に応じて適切な水分補給が行えるように、教員が声かけをしております。

また、登下校に当たっては、保護者の御協力もいただきながら、児童生徒の体調の確認、体操服やリュックサックでの登校、涼しい服や帽子の着用、ネッククーラーや日傘の使用などの熱中症対策を行っているところでございます。

【質問要旨】

イ 小中学校及び義務教育学校への給水スポット設置等の今後の熱中症対策について
今後も猛暑が予想される中、冷水を補充できる給水スポットの設置も含めた熱中症対策が重要であると考えが、市の見解を伺いたい。

【答弁要旨】

本市では、近年の記録的な猛暑に対し、児童生徒の安全、安心な学習環境を確保するため、学校の屋内運動場への空調設備の整備を、令和10年度までに完了させることとし、段階的に事業を進めているところでございます。

また、令和8年度から、登下校や学校生活における、熱中症のリスクを少しでも回避するため、小中学校及び義務教育学校の夏休み期間を5日間延長することとしております。

議員の御提案の、小中学校及び義務教育学校への給水スポットの設置につきましては、児童生徒が気軽に冷たい水を補給できるため、今後の学校における熱中症対策の方策のひとつとして、その効果が期待されるものでございます。

一方で、児童生徒数に応じた機器数の設置場所をはじめ、電源や給排水設備の確保、設置・維持管理費用の確保といった課題があることから、他自治体の熱中症対策の事例等を調査研究してまいりたいと考えております。

今後につきましても、空調設備の適切な活用や「水戸市立学校における熱中症対策ガイドライン」に基づき、基本的な熱中症の予防対策を各学校において確実に行うなど、熱中症対策に取り組んでまいります。

一般質問（一問一答方式）

質問者：水戸みらい 藤澤 康彦

答弁者：教育部長

2 教育行政について

(1) 通学路の安全対策について

質問内容：通学路の安全対策について

担当課：生涯学習課

【質問要旨】

ア スクールガードの登録者数と更新手続について
本市におけるスクールガードの登録者数は何人か。
また、更新手続きは、自動更新と伺っているが、実態に即した更新手続きに変更しては、いかがか。

【答弁要旨】

スクールガードにつきましては、児童生徒の通学路及び周辺の巡回や、登下校時の見守り等を行う無償のボランティアでございます。

本市では、全ての市立小中学校等において、スクールガード活動を促進することにより、児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりや、安全な生活を送れる環境づくりを推進しております。

スクールガードには、多くの保護者や地域の方々に御登録いただいておりますが、このことにより、児童生徒を見守る「目」が増え、安全・安心な登下校に欠かすことのできない存在となっております。

御質問のスクールガードの登録者数につきましては、令和7年4月時点で6,147人となっております。

スクールガードの登録につきましては、登録を希望される方が申込書を提出し、学校と面談を行っていただいております。登録期間は、毎年度末までとしており、毎年4月に登録者の確認、更新をしておりますが、登録者御本人から登録辞退の申し出がなければ、自動更新としていた状況でございます。

このため、実際には活動していない方も継続して登録されている実態もあることから、今後は、年度更新にあたり複数年活動履歴がない場合には、本人の意思を確認したうえで、登録を辞退していただくなど、適正な登録に努めてまいります。

更新手続きの見直しにより、登録者数が減少することが考えられますが、児童生徒の安全確保に支障が生じることがないよう、スクールガードの募集について、市の公式SNSを活用するほか、町内会での回覧、公共施設へのチラシの設置など、広報の強化を図り、幅広く登録者を確保できるよう努めてまいります。

【質問要旨】

イ スクールガードの交流や研修の場について
スクールガードの交流や研修の場は必要と考えるが、いかがか。

【答弁要旨】

スクールガードの交流や研修の場を設けることにつきましては、スクールガード活動を円滑に行うため、学校とスクールガードの顔合わせ会や、定例的な情報交換会を実施している学校もございます。

また、活動に必要な知識を習得し、スクールガード活動の強化を図るため、専門家を招いた市

主催の講習会を開催しております。令和7年度は、児童生徒の交通事故の特徴や、交通ルール及び立哨活動時の注意点、自転車の乗り方と道路交通法の改正点などを学ぶ講習会を今月開催することとしております。

今後におきましては、市主催の講習会について、参加しやすい時期や時間帯を設定しながら、複数回実施することを検討するとともに、学校単位での講習会や情報交換会が円滑に行われるよう、講師の紹介や効果的な資料の提供などの支援を行い、スクールガード活動の充実に努め、登下校時のさらなる安全確保を図ってまいります。

一般質問（一問一答方式）

質問者：立憲みと 森 智世子

答弁者：教育部長

2 文化財行政について

質問内容：文化財行政について

担当課：歴史文化財課

【質問要旨】

(1) 水戸市の文化財行政の概要と今後について

本市の文化財は、地域の歴史・暮らしの積み重ねであり、次世代への継承が重要である。一方で、担い手不足や運営負担の増加など、継承環境は厳しさを増している。本市における文化財行政の全体像と、今後について市の見解を伺う。

市民が安心して文化財の継承を担えるよう、市は文化財の保存・活用の枠組みを示すべきと考えるが、本市の文化財行政の全体像と今後の方針を伺いたい。

【答弁要旨】

水戸市の文化財につきましては、原始時代から近現代までの、多様な文化財が存在しております。現在、指定文化財は203件、未指定文化財は4,060件を数え、県内でトップクラスの質と量を誇っております。これらの文化財は、歴史と伝統のまちとしての本市を特徴づけるものであり、まちづくり等への活用が期待できる一方、保存や継承には多額の費用や人的負担が生じる場合が多く、本市といたしましても、中長期的な保存・活用のビジョンを市民に示すことが必要と認識しております。

こうした認識のもと、本市では、文化財の保存・活用に係る法定のマスタープラン兼アクションプランである「市文化財保存活用地域計画」を作成し、昨年12月に文化庁長官の認定を受けたところでございます。

本計画の特色は、これまで指定文化財に偏りがちであった保存・活用の対象を大幅に広げ、納豆やオセロなど、未指定であっても「次世代に継承したい」と思える文化的所産を文化財として定義し、市民協働で保存・活用を図っていく点にございます。その具体的施策として、「文化財防災マニュアルの策定」や、「民俗芸能団体への支援の充実」を位置付けるなど、保存や継承に係る諸課題に対しても対策を図ることとしております。

今後は、令和8年度を計画の初年度とする本計画に基づき、保存・活用に係るさまざまな施策を推進する中で、先人が遺した文化財をしっかりと後世に伝えるとともに、まちづくりに生かしてまいります。

【質問要旨】

(2) 水戸市の地域無形文化財「水戸の座敷舞（舞方）」について

地域無形文化財である「水戸の座敷舞（舞方）」は、本市の地域および文化的特色を示す貴重な資産である。市としての支援の考え方について伺う。

令和7年3月に市が認定した地域文化財「水戸の座敷舞」は、担い手の減少と高齢化が進み、継承に係る環境は厳しい状況にあるが、市としての支援の考え方を伺いたい。

【答弁要旨】

「水戸の座敷舞」は、水戸で花開いたお座敷文化でございます。京都の茶屋で始まった三味線や踊りが、江戸時代末期に水戸に伝わり、明治から昭和初期にかけて、北関東一の芸妓数を誇るほど隆盛を極めました。現在は、水戸芸能士協会が伝統的な舞や唄を継承しており、近代以降の水戸の花柳界を物語る上で欠かすことのできない芸能として、本市では、昨年3月に市地域文化

財に認定いたしました。

認定以降、報道等により認知度が高まり、昨年11月に、ザ・ヒロサワ・シティ会館において開催された特別記念公演には、多くの方々に御来場いただいたところでございます。

しかしながら、協会に登録されている舞方は、現在5名に留まっており、担い手の確保は大きな課題となっております。本市といたしましても、「舞方になってみたい、体験してみたい」という気運を醸成していくため、一人でも多くの皆様に、水戸の座敷舞がいかに貴重で、魅力的な文化財であるかを知っていただくための情報発信が重要と認識しております。

こうした認識のもと、本市では、市ホームページや広報みとにおいて周知するとともに、特別記念公演にあわせて、可動式の文化財パネルを作成し、協会に寄贈したところでございます。

今後とも、協会と連携して広報活動に注力し、担い手の確保や活動の活性化に向けた支援を継続してまいります。

【質問要旨】

(3) 市指定無形民俗文化財「吉田神社例大祭」と「濱降祭」について

市指定無形民俗文化財である「吉田神社例大祭」及び「濱降祭」は、地域の信仰や共同体のつながりを体現する重要な文化財である。市としてどのように保存・継承を支えていくのか、支援の方向性について伺う。

市指定文化財「吉田神社の秋季祭礼」は、下市で一番盛り上がる祭りであり、去年は200年ぶりに「濱降祭」が催行されたが、こうした吉田神社の祭礼の保存・継承について、市の支援の方向性について伺いたい。

【答弁要旨】

「吉田神社の秋季祭礼」は、毎年10月に3日間に渡って行われる、本市を代表する祭礼でございます。少なくとも江戸時代から続いていたことが確実な、伝統ある祭礼であり、さまざまな神事や神輿渡御、山車巡行が行われます。

本祭礼の特色は、神輿が那珂川を下って海に出て、また戻ってくるという、「浜降り」にございます。浜降りは本県に多くみられる貴重な神事であり、本祭礼では途絶えてしまっているものの、祭礼全体に浜降りの要素が良く残っているなど、文化財的価値が高いことから、平成28年1月に市無形民俗文化財に指定いたしました。

文化財指定の後、吉田神社では浜降りを復活させる気運が盛り上がり、神社や実行委員会の大変な御尽力のもと、昨年10月26日に、「濱降祭(はまおりさい)」が約200年ぶりに復活いたしました。文化財指定が契機となり、祭礼の重要な要素である浜降りを多くの皆様が見学できたことは、文化財を次世代へと継承していく上で大変意義のあることと考えております。

祭礼の保存・継承についてでございますが、本祭礼は運営体制が整っており、地域住民の参加意識も高く、下市地区の風物詩として定着していることから、安定した継承が可能な状況であると認識しております。

本市におきましては、祭礼が確実に後世に継承されるよう、今後も情報発信を行い、さらなる認知度向上に向けた支援を続けてまいります。

一般質問（一括方式）

質問者：水政会 須田 浩和

答弁者：教育部長

2 少年自然の家について

質問内容：少年自然の家について

担当課：生涯学習課

【質問要旨】

(1) 少年自然の家の民間委託について

少年自然の家の予算のうち、人件費、委託料が大半を占めていることや、民間のアイデアやノウハウを生かすことにより、活動プログラム等の内容の充実につながることから、少年自然の家の運営を民間に委託してはどうか。

【答弁要旨】

少年自然の家は、昭和50年に開所して以来、大自然の中での集団宿泊生活や野外活動など、学校や家庭では体験しがたい様々な活動を通じ、青少年の心身の健全な育成を図る場として利用されております。

施設の老朽化対策や耐震補強、魅力の向上等の観点から、平成27年度から2か年をかけて大規模改造及び耐震補強工事を実施しましたが、リニューアルオープンにあたっては、民間活力活用も含めた管理運営方法について、庁内で検討いたしました。

その結果、「指定管理者制度については、市民サービス向上のほか、柔軟な職員配置や事業運営の効率化による経費削減等の効果が期待できるが、利用促進に向けて計画している様々な活動を実践し、軌道に乗せるまでは、学校現場の実態や今後の教育方針の把握が迅速にでき、さらには学校長会等の関係団体との連携が密にとれる教育委員会の直営による運営の方が、一層の利用促進及び施設の効果的な利用が図られる」として、リニューアルオープン後の管理運営について、食堂は民間活力を活用した業務委託とし、その他については、当分の間、教育委員会直営による運営としたものでございます。

リニューアルオープン後の施設の利用状況につきましては、コロナ禍における大幅な減少もございましたが、令和6年度は約2万2千人に御利用いただき、改修前年の平成26年度の約1万6千人と比較して、約40%の増となるなど、直営による運営の効果があったものと考えております。

一方、本市においては、将来にわたって持続可能な安定した行政経営の確立に向け、令和6年度からの10年間を計画期間として策定した「水戸市行政経営改革プラン」におきまして、民間活力活用による公共施設等の管理運営の効率化として、サービスの向上、経費削減等の観点から、少年自然の家についても、指定管理者制度の導入など、民間活力活用を検討することが位置付けられております。

民間活力活用の方法といたしましては、指定管理者制度の導入のほか、業務の一部委託などが考えられ、少年自然の家におきましては、食堂の運営についてすでに導入しておりますが、多様化する市民ニーズに的確に対応しながら、継続的かつ安定的に公共施設等を維持していくためには、リニューアル後10年を迎えるこの時期に、「当分の間直営」としてきた管理運営について検証することは重要であると認識しております。

そのため、今後におきましては、自然の中での様々な体験を通じて青少年の心身の健全な育成を図るといふ、少年自然の家が持つ青少年教育施設としての役割を十分踏まえながら、民間活力活用についての方針につきましては、他の施設の事例などを調査・検討し、令和8年度中に決定

してまいりたいと考えております。

一般質問（一括方式）

質問者：日本共産党水戸市議団 土田 記代美

答弁者：教育部長

3 教育行政について

(1) 特別支援教育支援員について

質問内容：特別支援教育について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

新年度からの体制変更については、方針を撤回し、特別教育支援員の削減ではなく拡充を望んでいる。

今回の変更について、学校現場や保護者の声は聞いているのか。

また、特別支援教育支援員の配置について、次年度の支援体制の縮小は、子どもや支援員、学校に対して悪影響であるとする。教員の負担や保護者の不安解消、支援員が安心できる環境をどのように整備していくのか伺いたい。

【答弁要旨】

本市におきましては、特別な支援を必要とする子どもが、その能力を最大限に発揮し、共に学び成長できるよう、必要な学校へ特別支援教育支援員を他の中核市と比べても多く配置し、対応しております。

しかしながら、特別な支援を必要とする子どもは年々増加傾向にあり、各学校において様々な教育的ニーズへの対応が求められております。こうした状況の中、本市では学校生活や授業において、効果的な支援を行っていくための方策について、学校長や現場で特別支援教育に携わる教員の意見も伺い、検討してまいりました。

その結果、これまで一番多い1日4時間の支援を、令和8年度から3時間とするなど、令和7年度より、子ども一人に対する支援の時間を若干減らす代わりに、市全体における支援員の人数を増やすことで、より多くの子どもたちに対する自立に向けた支援を充実させていくことといたしました。

特別支援教育支援員の配置の目的は、支援を必要とする子どもが、支援員の見守りや介助を受けながら、少しずつ、一人でできることを増やし、自立して生活するようになることとございます。このため、これまで子ども一人に対して特定の支援員一人の配置を原則としてまいりましたが、支援が必要な子どもの数や状況に応じて学校に支援員を複数配置し、支援員がチームとなって対応する配置方法へと変更してまいります。

これにより、学校が支援員を柔軟に配置することが可能となるため、高学年の子どもであれば、中学校進学を見据え、同じ学級にいる支援を要する複数の子どもの対して、一人の支援員が必要な場面のみ手助けするなど、発達段階や子どもの状況に合わせた、自立に向けた支援が可能となります。さらには、様々な支援員が関わることは、子どもの変化を捉えやすくなり、子どものよさや可能性を発見する場面が生まれ、自己肯定感の高揚にもつながると考えております。

これらの見直しに当たりましては、現在支援員が配置されている保護者に対し、制度の見直しの趣旨や内容を文書で丁寧に周知し、御理解いただけるよう努めてまいります。

なお、特別支援教育支援員に対しては、支援員研修会において制度の見直しの内容などをきちんと説明した上で、令和8年度以降の勤務希望を確認したところ、現在勤務している9割にあたる約200名から継続希望がありました。令和8年度は、新規の方の応募も加え、令和7年度よりも多い242名の支援員配置に向けて準備を進めているところでございます。

また、より効果的な支援となるよう、各学校と連携を図りながら、総合教育研究所に配置している複数の特別支援教育専門員が、定期的に学校を巡回する機会をこれまで以上に増やし、担任や特別支援教育支援員に対して支援方法等の専門的な助言指導を行ってまいります。さらに、発達等で心配のある子どもをもつ保護者の相談等にもより多く、専門員が対応してまいりたいと考えております。

今後とも、今回の特別支援教育支援員の配置見直しの効果等について検証しながら、一人一人の子どもたちの自立を目指した教育の推進に努めてまいります。

一般質問（一括方式）

質問者：無所属 萩谷 慎一

答弁者：教育部長

1 （仮称）南部図書館の整備方針について

質問内容：（仮称）南部図書館整備について

担当課：中央図書館

【質問要旨】

- (1) 南部図書館の位置づけについて
南部図書館を、どのような役割として位置づけるのか。従来型の地区館か、それとも地域課題解決型の施設か、市の考えを伺う。
- (2) 総合教育研究所の活用案について
総合教育研究所の活用案について、どのように考えているのか、市の考えを伺う。
- (3) その他の立地場所の検討について
県庁周辺や笠原地区での新設も含めた比較検討は行われているのか、市の考えを伺う。
- (4) 運営方式について
南部図書館の運営方式について、直営・指定管理・公民連携それぞれのメリットと課題は何か、市の考えを伺う。

【答弁要旨】

はじめに、南部図書館の位置づけについてでございますが、近年、図書館におきましては、地域の情報を収集し、提供するだけでなく、起業の支援や個人のスキルアップ、課題解決を支援する機能の充実やICTへの対応、市民との協働による事業の実施など、地域社会や地域経済と密着した図書館運営が必要とされているものと認識しております。

また、今年度開催いたしました（仮称）南部図書館整備検討に関する有識者会議においても、図書館を活用した体験の場やこどもの居場所を求める意見などをいただいております。

これらの意見も参考にしながら、本市といたしましては、知の拠点としての図書館だけでなく、未来を向いた図書館として、こどもの居場所づくりや多世代交流などの現代の社会問題を解決していけるような場となるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、総合教育研究所の活用案、その他の立地場所の検討につきましては、令和8年度に策定する基本構想の中で検討することとしており、有識者会議の意見や、今後行う市民ニーズ調査などを踏まえながら、新たな図書館の機能や提供するサービス、規模、立地場所などの基本的な考え方をまとめてまいります。

また、運営方式につきましても、基本構想を策定する中で、効率的で効果的な運営について、検討してまいりたいと考えております。

今後とも、子育て世代を含む、幅広い市民各層の利用促進に努めるとともに、利用満足度の高い、魅力ある図書館づくりを目指してまいります。

一般質問（一括方式）

質問者：水戸みらい 打越 美和子

答弁者：教育部長

3 心の教育について

質問内容：心の教育について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

- (1) 本市独自の道徳教育の理念と実践について
本市では、心の教育をどのような理念、目的のもと学校現場で実践し、それを市でどのように把握しているのか。
- (2) 教員研修や教材整備の支援と授業の質の向上について
学校ごとに取組に差が生じないよう、教員研修や教材整備をどのように支援し、道徳の授業が「形式的な時間」にならないよう、授業の質の向上を図っているのか伺いたい。
- (3) 水戸ならではの歴史文化・伝統文化を生かした心の教育について
本市には、弘道館や偕楽園など豊かな文化資源があることから、これらの歴史文化をどのように心の教育の柱として位置づけ、心の教育にどのように生かしているのか。また、学校と地域の文化団体や伝統芸能などをつなぐ取組について伺いたい。

【答弁要旨】

はじめに、本市独自の道徳教育の理念と実践についてでございますが、本市では、「知性にとみ、心身ともに健全な風格をそなえた人間、水戸人の形成につとめる」ことを教育目標に掲げ、命の大切さや、思いやりの心の育成、人権尊重の意識の醸成など、様々な学校活動を通して「心の教育」を推進しております。

特に、「心の教育」の基本となる道徳教育は、自己の生き方を考え、自分の判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる力を養うことを目的に行われるものでございます。

各学校においては、児童生徒の実態を踏まえ、特に重点的に育てたい項目を、道徳科の年間指導計画に位置付けるとともに、全ての教育活動と結び付けながら子どもたちの道徳性の育成に取り組んでおります。

道徳科の授業におきましては、児童生徒が道徳的価値を自分事として捉え、多面的・多角的に、よりよい生き方について主体的に考えることができるよう、道徳教育の充実に努めているところでございます。また、「考え、議論する道徳」の実現に向け、資料に登場する人物の立場や気持ちを考えたり、自分ならどう行動するかについて意見を交流する学習を積極的に取り入れております。

このような学習を通じ、児童生徒が多様な考え方に触れながら、自分の考えを深められるようにすることで、道徳性を養ってまいりたいと考えております。

次に、教員研修や教材整備の支援と授業の質の向上についてでございますが、本市では、採用1年目と2年目の教員を対象とした基本研修や、ミドルリーダーとして校内の中心となる6年目の中堅教員を対象に、「考え、議論する道徳」の実践に向けた研修を行っております。特に、2年目の研修では、専門家を講師として招き、効果的な授業づくりについて学んだり、工夫を凝らして授業を実践している先進校の授業を参観するなど、自己の課題に応じた授業づくりの研究を1年間かけて行っております。

さらに、本市では、教員の資質能力の向上及び授業改善を目的に、全ての学校に対し、指導主

事による計画的な指導訪問を実施しており、発問の工夫、話し合い活動の充実や、授業が形式的な時間とならないよう、児童生徒の実態を捉えた授業づくりや、評価の在り方等について具体的な助言、指導を行うなど、学校間の取組に差が生じないよう市内全校の授業力の向上を図っているところでございます。

また、本市の偉人や自然、文化財、伝統、民話などを題材とした副読本「道徳まごころ」を市独自に作成し、児童生徒が郷土水戸への誇りを一層深め、豊かな心を養う「心の教育」に取り組んでいるところでございます。

副読本は、小学2年生から中学3年生まで発達段階に応じて本市に関係のある題材を扱っており、例えば、小学3年生の題材で扱う農人形については、徳川齊昭公が農民への感謝を形にするために作り、生活を支えてくれた尊敬と感謝の気持ちをもって接することを学んでおります。

このように副読本は、児童生徒が身近な題材を通して自らの生き方を考えることができるよう、地域性を生かした授業づくりを行う際の教材整備の支援にも活用しております。

次に、水戸ならではの歴史文化・伝統文化を生かした心の教育についてでございますが、本市では、特色ある教育の1つに「郷土を愛し、豊かな感性を磨く教育」キャリアプランを掲げ、ふるさと水戸を愛する心の育成に努めております。

本市には、様々な芸術に触れる機会や歴史的資源が数多くあることから、これらを最大限に活用した活動に取り組んでおります。

水戸芸術館と連携した、小学生のための演劇鑑賞会や中学生のための音楽鑑賞会においては、本物の芸術に触れることで、子どもたちが作品に魅了される姿が見られております。

さらに、本市では、副読本「道徳まごころ」を活用し、水戸について学び、その成果を生かし、おもてなしの心や社会に尽くす態度を育成するため、水戸の梅まつりにおいて、全ての中学校の複数の代表生徒が偕楽園や弘道館での案内活動を実施するとともに、五軒小学校では偕楽園に赴き、偕楽園記の暗唱を披露し、観光客から大変好評を得ております。

また、各学校においては、地域の特色を生かし、各教科や行事と関連させ、地域の文化資源を活用した取組を行っております。

下大野小学校においては、茨城県の無形民俗文化財である大野のみろくばやしを地域の方々からの熱心な御指導により長年取り組んでおり、お祭りでの締太鼓の発表に向け年間を通して練習し、伝統を継承する貴重な体験を行っております。赤塚小学校においても、地域の演奏者を講師に琴の部活動を設け、和楽器の美しい響きを体感しているところでございます。

令和7年度は新たに、国田義務教育学校において、講師を招いて地域の民謡と三味線の授業を行ったり、国田太鼓を地域の方に御指導いただき、地域の祭りで披露したところでございます。

さらに、文化庁による「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」を活用し、狂言などの伝統芸能に親しむ機会を設けている学校もございます。

今後につきましても、学校生活の中で培われた道徳心を基盤とするとともに、伝統文化や地域の方々との触れ合いを通じ、これからの未来をリードする子どもたちの規範意識や思いやりの心の育成に努めてまいります。

一般質問（一問一答方式）

質問者：魁、水戸 鬼澤 真寿

答弁者：教育部長

2 「未来をリードする子どもたちの育成」を図る学校施設の整備について

質問内容：学校施設整備について

担当課：学校施設課

【質問要旨】

(1) 飯富小学校・中学校の老朽化に伴う施設整備については、第7次総合計画の中で、前期計画5年以内での整備着手を目指すとして令和7年第1回定例会で御答弁いただいているが、前期3年目を迎えるに当たり、どのような方向で整備を進めていくのか、基本的な市としての考え方を伺うとともに、今後のスケジュールについてもあわせて伺う。

【答弁要旨】

学校施設の整備についてでございますが、飯富小学校、中学校につきましては、大半の建物が建設後40年以上経過していることから、早急な老朽化対策が必要であると認識しております。

そのため、教育活動や児童生徒の動線等、効果的な建物の配置や教室配置などについて、技術的な検討を行い、施設整備に関する基本構想や耐力度調査を実施し、財源の確保に関する検討も進め、「みと魁・Nextプラン」において前期計画期間内に整備着手することを位置付けております。

あわせて、施設整備に当たりましては、現在、飯富小学校、中学校で実施している隣接した立地を生かした小中一貫教育の取組や、本市の教育目標、教育理念などを踏まえ、教育委員会として地域の特性や実情を十分に考慮した学校の在り方について、横断的に検討を続けております。

また、現在、飯富地区を含む那珂川流域においては、令和元年東日本台風が及ぼした甚大な影響を踏まえ、国、県、市が連携した那珂川緊急治水対策プロジェクトが策定されており、事業期間である令和8年度まで、地元の方の意向を踏まえた土地利用の検討や、住まい方の支援なども含めた治水対策が実施されているところでございます。

整備に向けたスケジュールでございますが、このプロジェクトが地域の人口動態に影響を及ぼす可能性もあることから、令和8年度は、その動向に注視しながら、地域の実態の把握に努めてまいります。令和9年度は治水対策プロジェクトによる動きや、それに基づく児童生徒数の推計結果を踏まえた上で、飯富小学校、中学校の整備内容等について検討を進め、令和10年度に基本設計に着手する予定となっております。

今後におきましては、これまでの本市における小中一貫教育の取組や効果を検証しながら、飯富小学校、中学校の特性を踏まえた、より良い教育環境が整うよう、施設整備や学校の在り方について検討を重ねてまいります。

【再質問】

「隣接立地を生かした小中一貫教育の取組や本市の教育目標、教育理念などを踏まえ、地域の特性や実情を十分に考慮した学校の在り方について、横断的に検討を続けている」旨のご答弁がございましたが、学校整備の形態として、どのような選択肢があるのか、具体的に市の見解をお伺いいたします。

【答弁要旨】

飯富小学校、中学校の整備につきましては、これまでの本市における学校の運営手法や、整備手法を十分に検討し、整備方針を決定していく必要があると考えております。

本市の学校の運営手法につきましては、隣接地であるメリットを生かした小中一貫教育が行え

る施設隣接型小中一貫校や、小中一貫教育の取組を更に進める学校の在り方として、義務教育学校という形態がございます。また、少人数でのよさを生かした特色ある教育を行い、市内どこからでも就学を認める小規模特認校を採用するなど、学校の規模や地域の特性に合った制度を取り入れて運営してきたところでございます。

また、整備手法につきましては、建築後40年を経過している建物について、既存の建物の構造を生かす長寿命化改良や、同一敷地内で建て替えを行う改築などの整備を行ってきたところでございます。

これらのソフト面、ハード面の手法の中から、飯富小学校、中学校において最良の選択を行うための検討を現在進めております。

水戸市地域文化財の認定について

1 江川観音堂絵馬

- (1) 名 称 江川^{えがわ}観音堂絵馬
- (2) 区 分 有形民俗文化財
- (3) 所 有 者 江川鹿島神社氏子会
- (4) 認 定 日 令和8年3月31日
- (5) 概 要

内原江川地区（水戸市内原町江川）を中心に信仰を集める江川観音堂（水戸市内原町522番地1）に伝わる96点の絵馬である。

全96点の内、年代を確認できるものだけでも文化13（1816）年から平成3（1991）年までのものが残っており、その多くが一辺20cm以下の小絵馬である。絵馬の奉納者は、江川を中心とする半径約5km圏内の地域に集中しており、近隣地域からの信仰が寄せられていたとうかがえるが、笠間市域や常澄地区などのやや遠方からの奉納者も確認される。

絵馬の図柄を見ると、鶏の描写が多いのが特徴である。鶏は夜鳴かないため、「赤子の夜泣き予防」に通じることから、安産・子育て祈願と結びついた信仰の中で奉納された可能性が高い。江川観音堂は安産・子育ての信仰と結びついており、平成初期に至るまで江川地区の女性が観音堂に集まり御詠歌^{ごえいか}をあげる会が行われ、「子安講」と呼ばれる女性の講組織が存在していた。絵馬の奉納者には女性の名前も見え、女性を中心とする江川観音堂への信仰のあり方が、絵馬の奉納状況に反映されている。

江戸時代後期から平成初期にかけての江川観音堂における信仰のあり方を示す、貴重な資料である。



奉納された絵馬



鶏を描いた絵馬

2 軍民坂湧水

- (1) 名 称 ぐんみんざか 軍民坂湧水
- (2) 区 分 天然記念物
- (3) 所 有 者 水戸市
- (4) 所 在 地 水戸市上国井町地内（市道幹線 35 号線の一部）
- (5) 認 定 日 令和 8 年 3 月 31 日
- (6) 概 要

軍民坂湧水は、市内上国井にある軍民坂の途中から流れ出る湧水である。水量も豊富で透明度も高く、地域の水源として利用されてきた歴史がある。

軍民坂湧水がかいさく開削されたのは、昭和 10（1935）年のことであった。後に軍民坂と呼ばれるかめ亀井坂は、急勾配で台地上に出るのに便が悪く、坂の整備が望まれていた。そこで昭和きょうこう恐慌後のきゅうのう救農土木事業の一環として、陸軍と近隣住民が一体となって工事を行い、整備された坂は軍民坂と呼ばれた。この時、亀井坂の「三国の滝」と呼ばれる滝の水脈が変わり、新たに坂の途中で水が湧き出すようになったのが軍民坂湧水である。戦後は、坂下地域のさかした簡易水道として湧水が利用され、上水道が導入された後も地域の貴重な天然湧水として利用され続けている。現在でも地域の保全団体が中心となって、湧水の保全が行われている。

軍民坂湧水は、その誕生の経緯や地域の水源として使われてきた歴史がよく伝わっており、その変遷を詳細にたどることができる。上国井地域の、地域住人と水資源との歴史を物語るとともに、湧水の豊かな自然環境が維持されているという点でも貴重な文化財である。



軍民坂湧水



軍民坂

3 大井三寒泉

- (1) 名 称 おおいさんかんせん 大井三寒泉
(2) 区 分 天然記念物
(3) 所 有 者 水戸市
(4) 所 在 地 水戸市飯富町地内（市道飯富 181 号線の一部、飯富町 1052・1478）
(5) 認 定 日 令和 8 年 3 月 31 日
(6) 概 要

大井三寒泉は、飯富町内の大井神社が立地する台地斜面下に位置する 3 か所の井戸（大井、なかい かまい仲井、釜井）の総称である。いずれも人工物ではなく天然の湧水由来のものであり、地域の常会じょうかいによって維持・管理されている。井戸の水はいずれも透明で、水量も年間を通じて維持されている。

大井三寒泉の内、大井神社の麓に位置するのが大井で、「大井神みたらいノ御手洗」として地域の信仰を集めている。また、仲井と釜井についても、周囲に聖域を示す神垂しでが見られ、大井神社の信仰に関わる形で大切にされてきた様子が見える。

大井三寒泉は、大井神社への信仰に由来する歴史的な背景を帯びており、その信仰の中で水資源として維持・管理が行われてきたことが特徴である。また、地域の水資源として利用されてきた歴史が、各地区の常会による管理という現在のあり方につながっていることも興味深く、飯富地区の地域の信仰や水資源の利用についてうかがうことができる文化財として貴重である。



大井



仲井



釜井

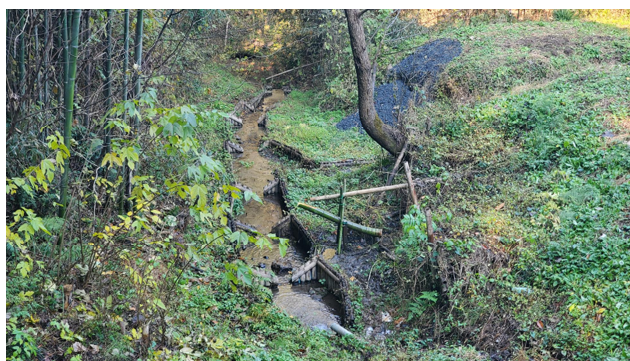
4 渡里湧水群

- (1) 名 称 渡里湧水群
- (2) 区 分 天然記念物
- (3) 所 有 者 水戸市
- (4) 所 在 地 水戸市渡里町地内（渡里町 3409、田野川右岸の無番地の一部）
- (5) 認 定 日 令和 8 年 3 月 31 日
- (6) 概 要

渡里湧水群は、渡里町の台地部と低地との斜面部から浸み出した湧水群である。渡里台地と田野川に挟まれた斜面緑地と河川敷から成る一帯を構成範囲とし、年間を通して枯れないだけの水量を誇っている。斜面緑地に多様な植生を確認することができ、豊かな湧水環境を構成している。

本湧水群は、生活用水や農業用水として地域の人々に利用されてきた。大正 7（1918）年にコンクリート管を整備して導水する形となったことが、現地に残る碑文から確認される。平成 26（2014）年には、地域住民が中心となって「渡里湧水群を活かす会」が組織され、同会が主体となって周辺緑地と湧水群の保全活動が行われている。

渡里湧水群は、水戸の台地からの湧き水が地域住人らによって利用されてきたことを示す文化財であるとともに、その価値が地域住人の中で共有され、現在も維持・管理が続けられている点においても重要である。



斜面緑地を流れる湧水



大正 7 年の箱樋工事記念碑